

第7章 新規検査、予備検査、継続検査又は構造等変更検査

第8章 新規検査、予備検査、継続検査又は構造等変更検査
(改造等による変更のない使用過程車)

7-41 運転者席

7-41-1 性能要件 (視認等による審査)

(1) 自動車の運転者席は、運転に必要な視野を有し、かつ、乗車人員、積載物品等により運転操作を妨げられないものとして運転者の視野、物品積載装置等との隔壁の構造等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。(保安基準第21条関係、細目告示第27条関係、細目告示第105条第1項関係)

① 普通自動車及び小型自動車(乗車定員11人以上の自動車、二輪自動車及び側車付二輪自動車、三輪自動車並びに被牽引自動車を除く。)であって車両総重量3.5t以下のもの、専ら乗用の用に供する自動車(乗車定員11人以上の自動車、二輪自動車及び側車付二輪自動車、三輪自動車並びに被牽引自動車を除く。)であって車両総重量3.5tを超えるもの及び軽自動車の運転者席は、運転者が運転者席において、次に掲げる鉛直面により囲まれる範囲内にある障害物(高さ1m直径30cmの円柱をいう。)の少なくとも一部を鏡等を用いずに直接確認できるものであること。

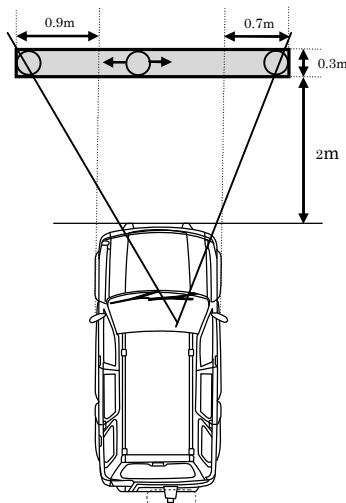
ただし、Aピラー、窓ふき器、後写鏡又はかじ取ハンドルにより確認が妨げられる場合にあつては、この限りでない。

ア 当該自動車の前面から2mの距離にある鉛直面
イ 当該自動車の前面から2.3mの距離にある鉛直面

ウ 自動車の左側面(左ハンドル車にあつては「右側面」)から0.9mの距離にある鉛直面

エ 自動車の右側面(左ハンドル車にあつては「左側面」)から0.7mの距離にある鉛直面

(参考図)



② ①ア及びイにおける「当該自動車の前面」とは、当該自動車の車体(バンパ、フック、ヒンジ等(指定自動車等に備えられたものと同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられたものを除く。))の附属物を除く。)の前面とする。

③ ①に規定する自動車の運転者席は、次に掲げる状態の自動車の運転者席に、自動車に備えられている座席ベルトを装着し、かつ、かじ取ハンドルを握った標準的な運転姿勢をとった状態で着座した者の視認により、①のアからエの鉛直面により囲まれるいずれかの

8-41 運転者席

8-41-1 性能要件 (視認等による審査)

(1) 自動車の運転者席は、運転に必要な視野を有し、かつ、乗車人員、積載物品等により運転操作を妨げられないものとして運転者の視野、物品積載装置等との隔壁の構造等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。(保安基準第21条関係、細目告示第183条第1項関係)

① 普通自動車及び小型自動車(乗車定員11人以上の自動車、二輪自動車及び側車付二輪自動車、三輪自動車並びに被牽引自動車を除く。)であって車両総重量3.5t以下のもの、専ら乗用の用に供する自動車(乗車定員11人以上の自動車、二輪自動車及び側車付二輪自動車、三輪自動車並びに被牽引自動車を除く。)であって車両総重量3.5tを超えるもの及び軽自動車の運転者席は、運転者が運転者席において、次に掲げる鉛直面により囲まれる範囲内にある障害物(高さ1m直径30cmの円柱をいう。)の少なくとも一部を鏡等を用いずに直接確認できるものであること。

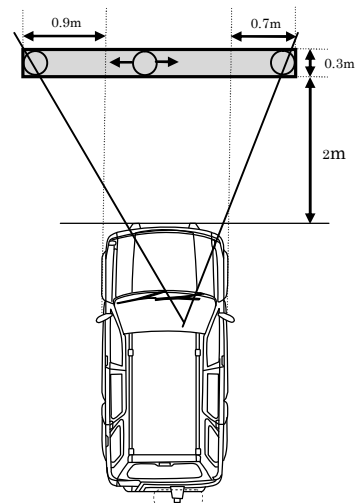
ただし、Aピラー、窓ふき器、後写鏡又はかじ取ハンドルにより確認が妨げられる場合にあつては、この限りでない。

ア 当該自動車の前面から2mの距離にある鉛直面
イ 当該自動車の前面から2.3mの距離にある鉛直面

ウ 自動車の左側面(左ハンドル車にあつては「右側面」)から0.9mの距離にある鉛直面

エ 自動車の右側面(左ハンドル車にあつては「左側面」)から0.7mの距離にある鉛直面

(参考図)



② ①ア及びイにおける「当該自動車の前面」とは、当該自動車の車体(バンパ、フック、ヒンジ等(指定自動車等に備えられたものと同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられたものを除く。))の附属物を除く。)の前面とする。

③ ①に規定する自動車の運転者席は、次に掲げる状態の自動車の運転者席に、自動車に備えられている座席ベルトを装着し、かつ、かじ取ハンドルを握った標準的な運転姿勢をとった状態で着座した者の視認により、①のアからエの鉛直面により囲まれるいずれかの

| 第7章 新規検査、予備検査、継続検査又は構造等変更検査 | 第8章 新規検査、予備検査、継続検査又は構造等変更検査 (改造等による変更のない使用過程車) |
|--|--|
| <p>位置に置かれた障害物(高さ1m直径30cmの円柱をいう。)の一部が直接確認できない場合は、①の基準に適合しないものとする。</p> <p>ただし、Aピラー、窓ふき器、後写鏡又はかじ取ハンドルにより確認が妨げられる場合にあつては、この限りでない。</p> <p>(条件)</p> <p>ア 自動車は、平坦な面上に置き、直進状態かつ審査時車両状態とする。</p> <p>イ 自動車のタイヤの空気圧は、規定された値とする。</p> <p>ウ 車高調整装置が装着されている自動車にあつては、標準(中立)の位置とする。</p> <p>ただし、車高を任意の位置に保持することができる車高調整装置にあつては、車高が最高となる位置とする。</p> <p>エ 運転者席の座席は、次のとおりに調節した位置とする。</p> <p>(ア) 前後に調節できる場合には、中間位置とする。</p> <p>ただし、中間位置に調節できない場合には、中間位置より後方であつてこれに最も近い調節可能な位置とする。</p> <p>(イ) 上下に調節できる場合には、中間位置とする。</p> <p>ただし、中間位置に調節できない場合には、中間位置より下方であつてこれに最も近い調節可能な位置とする。</p> <p>(ウ) 座席の背もたれの角度が調節できる場合には、鉛直面から後方に25°の位置とする。</p> <p>ただし、鉛直面から後方に25°の位置に調節できない場合には、鉛直面から後方に25°の位置より後方であつてこれに最も近い調節可能な位置とする。</p> <p>オ 運転者席の座席に座布団又はクッション等を備えている場合には、これらのものを取除いた状態とする。</p> <p>④ ①に規定する自動車以外の自動車の運転者席は、運転に必要な視野を有するものであること。</p> <p>この場合において、二輪自動車及び側車付二輪自動車以外の自動車であつて、前面ガラスのうち車両中心面と平行な面上のガラス開口部の下縁より上部であつてアイポイントを通る車両中心線に直交する鉛直面より前方の部分に、窓ガラスに装着され又は貼り付けられたもの以外の装飾板(運転者の視野の一部を遮へいする板状のものをいう。)を備えているものはこの基準に適合しないものとする。</p> <p>ただし、次に掲げる部品は装飾板に該当しないものとする。</p> <p>ア サンバイザ</p> <p>イ 後写鏡及び後方等確認装置</p> <p>ウ 一般乗合旅客自動車運送事業用自動車方向幕及び行先等を連続表示する電光表示器</p> <p>エ 一般乗用旅客自動車運送事業用自動車の空車灯及び料金灯</p> | <p>位置に置かれた障害物(高さ1m直径30cmの円柱をいう。)の一部が直接確認できない場合は、①の基準に適合しないものとする。</p> <p>ただし、Aピラー、窓ふき器、後写鏡又はかじ取ハンドルにより確認が妨げられる場合にあつては、この限りでない。</p> <p>(条件)</p> <p>ア 自動車は、平坦な面上に置き、直進状態かつ審査時車両状態とする。</p> <p>イ 自動車のタイヤの空気圧は、規定された値とする。</p> <p>ウ 車高調整装置が装着されている自動車にあつては、標準(中立)の位置とする。</p> <p>ただし、車高を任意の位置に保持することができる車高調整装置にあつては、車高が最高となる位置とする。</p> <p>エ 運転者席の座席は、次のとおりに調節した位置とする。</p> <p>(ア) 前後に調節できる場合には、中間位置とする。</p> <p>ただし、中間位置に調節できない場合には、中間位置より後方であつてこれに最も近い調節可能な位置とする。</p> <p>(イ) 上下に調節できる場合には、中間位置とする。</p> <p>ただし、中間位置に調節できない場合には、中間位置より下方であつてこれに最も近い調節可能な位置とする。</p> <p>(ウ) 座席の背もたれの角度が調節できる場合には、鉛直面から後方に25°の位置とする。</p> <p>ただし、鉛直面から後方に25°の位置に調節できない場合には、鉛直面から後方に25°の位置より後方であつてこれに最も近い調節可能な位置とする。</p> <p>オ 運転者席の座席に座布団又はクッション等を備えている場合には、これらのものを取除いた状態とする。</p> <p>④ ①に規定する自動車以外の自動車の運転者席は、運転に必要な視野を有するものであること。</p> <p>この場合において、二輪自動車及び側車付二輪自動車以外の自動車であつて、前面ガラスのうち車両中心面と平行な面上のガラス開口部の下縁より上部であつてアイポイントを通る車両中心線に直交する鉛直面より前方の部分に、窓ガラスに装着され又は貼り付けられたもの以外の装飾板(運転者の視野の一部を遮へいする板状のものをいう。)を備えているものはこの基準に適合しないものとする。</p> <p>ただし、次に掲げる部品は装飾板に該当しないものとする。</p> <p>ア サンバイザ</p> <p>イ 後写鏡及び後方等確認装置</p> <p>ウ 一般乗合旅客自動車運送事業用自動車方向幕及び行先等を連続表示する電光表示器</p> <p>エ 一般乗用旅客自動車運送事業用自動車の空車灯及び料金灯</p> |

| 第7章 新規検査、予備検査、継続検査又は構造等変更検査 | 第8章 新規検査、予備検査、継続検査又は構造等変更検査 (改造等による変更のない使用過程車) |
|---|--|
| <p>オ 7-55-1-1 (1) ⑧に規定するもの カ 運転に必要な情報を表示するためのもの</p> <p>⑤ 運転者席は、乗車人員、積載物品等により運転操作を妨げられないものであること。 この場合において、次に掲げる運転者席であってその機能を損なうおそれのある損傷のないものは、この基準に適合するものとする。</p> <p>ア 一般乗合旅客自動車運送事業用自動車の運転者席であって、保護棒又は隔壁を有するもの イ 貨物自動車の運転者席であって、運転者席と物品積載装置との間に隔壁又は保護仕切を有するもの。</p> <p>この場合において、最大積載量が500kg以下の貨物自動車であって、運転者席の背あてにより積載物品等から保護されると認められるものは、運転者席の背あてを保護仕切りとみなす。</p> <p>ウ かじ取ハンドルの回転角度がかじ取車輪の回転角度の7倍未満である三輪自動車の運転者の座席の右側方に設けられた座席であって、その前縁が運転者の座席の前縁から20cm以上後方にあるもの、又は左側方に設けられた座席であって、その前縁が運転者の座席の前縁より後方にあるもの</p> <p>(2) 専ら乗用の用に供する自動車であって乗車定員10人未満のもの(二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車及び被牽引自動車を除く。)は、アイポイントを通る水平面のうちアイポイントを通る鉛直面より前方の部分には、運転視野を妨げるもの(Aピラー、室外アンテナ、ドアバイザ(他の自動車及び歩行者等が確認できる透明であるものに限る。))、側面ガラス分割バー、後写鏡(特種用途自動車(路上試験車及び教習車に限る。))及び緊急自動車に備える助手席の乗車人員が視界を確保するための後写鏡を含む。)、後方等確認装置、窓ふき器、固定型及び可動型のベント並びに7-55-1-1(1)に掲げるものを除く。)があってはならない。</p> <p>この場合において、スライド機構等を有する運転者席にあつては、運転者席を最後端の位置に調整した状態とし、リクライニング機構を有する運転者席の背もたれにあつては、背もたれを鉛直線から後方に25°にできるだけ近くなるような角度の位置に調整した状態とし、かつ、(1)③エ((イ)に限る。)及びオの状態とする。</p> <p>(3) 次に掲げる運転者席であつて、その機能を損なうおそれのある改造、損傷等のないものは、(1)及び(2)の基準に適合するものとする。(細目告示第105条第2項関係)</p> <p>① 指定自動車等に備えられた運転者席と同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた運転者席 ② 法第75条の2第1項の規定に基づき指定を受けた特定共通構造部に備えられている運転者席と同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられている運転者席又はこれに準ずる性能を有する運転者席 ③ 法第75条の3第1項の規定に基づき運転者席について型式指定を受けた自動車に備えられているものと同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた運転者席又はこれに準ずる性能を有する運転者席</p> <p>7-41-2 欠番 7-41-3 欠番</p> | <p>オ 8-55-1-1 (1) ⑧に規定するもの カ 運転に必要な情報を表示するためのもの</p> <p>⑤ 運転者席は、乗車人員、積載物品等により運転操作を妨げられないものであること。 この場合において、次に掲げる運転者席であつてその機能を損なうおそれのある損傷のないものは、この基準に適合するものとする。</p> <p>ア 一般乗合旅客自動車運送事業用自動車の運転者席であつて、保護棒又は隔壁を有するもの イ 貨物自動車の運転者席であつて、運転者席と物品積載装置との間に隔壁又は保護仕切を有するもの。</p> <p>この場合において、最大積載量が500kg以下の貨物自動車であつて、運転者席の背あてにより積載物品等から保護されると認められるものは、運転者席の背あてを保護仕切りとみなす。</p> <p>ウ かじ取ハンドルの回転角度がかじ取車輪の回転角度の7倍未満である三輪自動車の運転者の座席の右側方に設けられた座席であつて、その前縁が運転者の座席の前縁から20cm以上後方にあるもの、又は左側方に設けられた座席であつて、その前縁が運転者の座席の前縁より後方にあるもの</p> <p>(2) 専ら乗用の用に供する自動車であつて乗車定員10人未満のもの(二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車及び被牽引自動車を除く。)は、アイポイントを通る水平面のうちアイポイントを通る鉛直面より前方の部分には、運転視野を妨げるもの(Aピラー、室外アンテナ、ドアバイザ(他の自動車及び歩行者等が確認できる透明であるものに限る。))、側面ガラス分割バー、後写鏡(特種用途自動車(路上試験車及び教習車に限る。))及び緊急自動車に備える助手席の乗車人員が視界を確保するための後写鏡を含む。)、後方等確認装置、窓ふき器、固定型及び可動型のベント並びに8-55-1-1(1)に掲げるものを除く。)があつてはならない。</p> <p>この場合において、スライド機構等を有する運転者席にあつては、運転者席を最後端の位置に調整した状態とし、リクライニング機構を有する運転者席の背もたれにあつては、背もたれを鉛直線から後方に25°にできるだけ近くなるような角度の位置に調整した状態とし、かつ、(1)③エ((イ)に限る。)及びオの状態とする。</p> <p>(3) 運転者席の機能を損なうおそれのある改造、損傷等のないものは、(1)及び(2)の基準に適合するものとする。(細目告示第183条第2項関係)</p> <p>8-41-2 欠番 8-41-3 欠番</p> |

| | |
|---|---|
| <p>第7章 新規検査、予備検査、継続検査又は構造等変更検査</p> | <p>第8章 新規検査、予備検査、継続検査又は構造等変更検査 (改造等による変更のない使用過程車)</p> |
| <p>7-41-4 適用関係の整理</p> <p>(1) 平成30年10月31日以前に製作された自動車(平成28年11月1日以降の型式指定自動車、新型届出自動車及び輸入自動車特別取扱自動車(平成28年10月31日以前の型式指定自動車、新型届出自動車及び輸入自動車特別取扱自動車から、種別、用途、原動機の種類及び主要構造、燃料の種類、動力用電源装置の種類、軸距並びに適合する排出ガス規制値又は低排出ガス車認定実施要領に定める基準値以外に、型式を区別する事項に変更がないものを除く。))を除く。))については、7-41-5(従前規定の適用①)の規定を適用する。(適用関係告示第18条の2関係)</p> <p>7-41-5 従前規定の適用①</p> <p>平成30年10月31日以前に製作された自動車(平成28年11月1日以降の型式指定自動車、新型届出自動車及び輸入自動車特別取扱自動車(平成28年10月31日以前の型式指定自動車、新型届出自動車及び輸入自動車特別取扱自動車から、種別、用途、原動機の種類及び主要構造、燃料の種類、動力用電源装置の種類、軸距並びに適合する排出ガス規制値又は低排出ガス車認定実施要領に定める基準値以外に、型式を区別する事項に変更がないものを除く。))を除く。))については、次の基準に適合する運転者席であればよい。(適用関係告示第18条の2関係)</p> <p>7-41-5-1 性能要件(視認等による審査)</p> <p>(1) 自動車の運転者席は、運転に必要な視野を有し、かつ、乗車人員、積載物品等により運転操作を妨げられないものとして運転者の視野、物品積載装置等との隔壁の構造等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。</p> <p>① 普通自動車及び小型自動車(乗車定員11人以上の自動車、二輪自動車及び側車付二輪自動車、三輪自動車並びに被牽引自動車を除く。))であって車両総重量3.5t以下のもの、専ら乗用の用に供する自動車(乗車定員11人以上の自動車、二輪自動車及び側車付二輪自動車、三輪自動車並びに被牽引自動車を除く。))であって車両総重量3.5tを超えるもの及び軽自動車の運転者席は、運転者が運転者席において、次に掲げる鉛直面により囲まれる範囲内にある障害物(高さ1m直径30cmの円柱をいう。))の少なくとも一部を鏡等を用いずに直接確認できるものであること。</p> <p>ただし、Aピラー、窓ふき器、後写鏡又はかじ取ハンドルにより確認が妨げられる場合にあつては、この限りでない。</p> <p>ア 当該自動車の前面から2mの距離にある鉛直面</p> <p>イ 当該自動車の前面から2.3mの距離にある鉛直面</p> <p>ウ 自動車の左側面(左ハンドル車にあつては「右側面」)から0.9mの距離にある鉛直面</p> <p>エ 自動車の右側面(左ハンドル車にあつては「左側面」)から0.7mの距離にある鉛直面</p> <p>(参考図)</p>  <p>② ①ア及びイにおける「当該自動車の前面」とは、当該自動車の車体(バンパ、フック、ヒンジ等(指定自動車等に備えられたものと同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられたものを除く。))の附属物を除く。))の前面とする。</p> <p>③ ①に規定する自動車の運転者席は、次に掲げる状態の自動車の運転者席に、自動車に備えられている座席ベルトを装着し、かつ、かじ取ハンドルを握った標準的な運転姿勢をとった状態で着座した者の視認により、①のアからエの鉛直面により囲まれるいずれかの位置に置かれた障害物(高さ1m直径30cmの円柱をいう。))の一部が直接確認できない場合は、①の基準に適合しないものとする。</p> <p>ただし、Aピラー、窓ふき器、後写鏡又はかじ取ハンドルにより確認が妨げられる場合にあつては、この限りでない。</p> <p>(条件)</p> <p>ア 自動車は、平坦な面上に置き、直進状態かつ審査時車両状態とする。</p> <p>イ 自動車のタイヤの空気圧は、規定された値とする。</p> <p>ウ 車高調整装置が装着されている自動車にあつては、標準(中立)の位置とする。</p> <p>ただし、車高を任意の位置に保持することができる車高調整装置にあつては、車高が最高となる位置とする。</p> | <p>8-41-4 適用関係の整理</p> <p>7-41-2の規定を適用する。</p> |

| 第7章 新規検査、予備検査、継続検査又は構造等変更検査 | 第8章 新規検査、予備検査、継続検査又は構造等変更検査 (改造等による変更のない使用過程車) |
|---|---|
| <p>エ 運転者席の座席は、次のとおりに調節した位置とする。</p> <p>(ア) 前後に調節できる場合には、中間位置とする。 ただし、中間位置に調節できない場合には、中間位置より後方であってこれに最も近い調節可能な位置とする。</p> <p>(イ) 上下に調節できる場合には、中間位置とする。 ただし、中間位置に調節できない場合には、中間位置より下方であってこれに最も近い調節可能な位置とする。</p> <p>(ウ) 座席の背もたれの角度が調節できる場合には、鉛直面から後方に25°の位置とする。 ただし、鉛直面から後方に25°の位置に調節できない場合には、鉛直面から後方に25°の位置より後方であってこれに最も近い調節可能な位置とする。</p> <p>オ 運転者席の座席に座布団又はクッション等を備えている場合には、これらのものを取除いた状態とする。</p> <p>④ ①に規定する自動車以外の自動車の運転者席は、運転に必要な視野を有するものであること。 この場合において、二輪自動車及び側車付二輪自動車以外の自動車であって、前面ガラスのうち車両中心面と平行な面上のガラス開口部の下縁より上部であってアイポイントを通る車両中心線に直交する鉛直面より前方の部分に、窓ガラスに装着され又は貼り付けられたもの以外の装飾板（運転者の視野の一部を遮へいする板状のものをいう。）を備えているものはこの基準に適合しないものとする。 ただし、次に掲げる部品は装飾板に該当しないものとする。</p> <p>ア サンバイザ</p> <p>イ 後写鏡及び後方等確認装置</p> <p>ウ 一般乗合旅客自動車運送事業用自動車方向幕及び行先等を連続表示する電光表示器</p> <p>エ 一般乗用旅客自動車運送事業用自動車の空車灯及び料金灯</p> <p>オ 7-55-1-1 (1) ⑧に規定するもの</p> <p>カ 運転に必要な情報を表示するためのもの</p> <p>⑤ 運転者席は、乗車人員、積載物品等により運転操作を妨げられないものであること。 この場合において、次に掲げる運転者席であってその機能を損なうおそれのある損傷のないものは、この基準に適合するものとする。</p> <p>ア 一般乗合旅客自動車運送事業用自動車の運転者席であって、保護棒又は隔壁を有するもの。</p> <p>イ 貨物自動車の運転者席であって、運転者席と物品積載装置との間に隔壁又は保護仕切を有するもの。 この場合において、最大積載量が500kg以下の貨物自動車であって、運転者席の背あてにより積載物品等から保護されると認められるものは、運転者席の背あてを保護仕切りとみなす。</p> <p>ウ かじ取ハンドルの回転角度がかじ取車輪の回転角度の7倍未満である三輪自動車の運転者の座席の右側方に設けられた座席であって、その前縁が運転者の座席の前縁から20cm以上後方にあるもの、又は左側方に設けられた座席であって、その前縁が運転者の座席の前縁より後方にあるもの。</p> <p>(2) 指定自動車等に備えられた運転者席と同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた運転者席であって、その機能を損なうおそれのある改造、損傷等のないものは、(1)の基準に適合するものとする。</p> | |